第三十九条の五十三中「二百万円」を「四百万円」に改める。

第三十九条の五十六第二項第四号を削り、同項第三号中「第三号の」を「第四号の」に、「第二十八条の九第十二項第三号」を「第二十八条の九第九項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号の」を「第三号の」に、「第二十八条の九第十二項第二号」を「第二十八条の九第九項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号の」を「第二号の」に改め、「（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第二十八条の九第十二項第一号」を「第二十八条の九第九項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　第二十八条の九第九項第一号に定める期間

第三十九条の五十六第三項中「第二十八条の九第十三項」を「第二十八条の九第十項」に改め、同条第四項中「作成し」を「定め、作成し」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「第三号の」を「第四号の」に、「第二十八条の九第十二項第三号」を「第二十八条の九第九項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号の」を「第三号の」に、「第二十八条の九第十四項第二号」を「第二十八条の九第十一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号の」を「第二号の」に、「第二十八条の九第十二項第一号」を「第二十八条の九第九項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が定める第二十八条の九第九項第一号に規定する特定過疎地域持続的発展市町村計画

第三十九条の五十六第八項を削り、同条第七項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「第二十八条の九第二十項」を「第二十八条の九第二十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第二十八条の九第十八項」を「第二十八条の九第十九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一号の」を「第二号の」に改め、同項第一号中「第二十八条の九第四項第二号に規定する」、「（次項第一号及び第七項第一号において「旅館業」という。）」及び「（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ中「法第六十八条の九第八項第七号に規定する」及び「（以下この条において「適用除外事業者」という。）」を削り、同項第二号中「第二十八条の九第十六項」を「第二十八条の九第十七項」に改め、「同項に規定する」及び「（次項第二号及び第七項第二号において「情報サービス業等」という。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は第二十八条の九第八項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）　一の設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結親法人（法第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が一億円を超える連結親法人、当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が一億円を超える連結子法人又は適用除外事業者に該当する連結法人　二千万円

二　第二十八条の九第十五項に規定する農林水産物等販売業又は同項に規定する情報サービス業等（以下この条において「情報サービス業等」という。）　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

第三十九条の五十六第十項中「第二十八条の九第二十三項」を「第二十八条の九第二十二項」に改める。

第三十九条の六十九第一項を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定

第三十九条の六十九第二項に次の一号を加える。

四　繰延資産　当該資産につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第六十四条の規定により計算した当該連結事業年度の繰延資産普通償却限度額（同項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）に相当する金額

第三十九条の六十九第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び第十六号において「令和三年改正法」という。）附則第六十六条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定

第三十九条の六十九第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　令和三年改正法附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七の規定

第三十九条の七十三を次のように改める。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第三十九条の七十三　法第六十八条の四十四第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の二第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）に係る法第六十八条の四十四第一項に規定する特定法人（以下この項及び次項において「特定法人」という。）の株式又は出資（次項及び第三項において「株式等」という。）の一部を有しないこととなつた場合（同号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた当該特定法人の株式又は出資の数又は金額がその有しないこととなつた時の直前において有していた当該特定法人の株式又は出資の数又は金額のうちに占める割合

二　当該中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の法人税法第六十一条の二第十九項に規定する出資の払戻しにより出資の一部を有しないこととなつた場合　同項に規定する割合